

(様式第3号)

赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」への協力に関する覚書

〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人岐阜県共同募金会各務原市支会（以下「乙」という。）は、各務原市内において、乙が促進する赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」（以下「本件事業」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲は、第2条に定める事業による寄付金を、乙が実施する「赤い羽根共同募金」に対して寄付することによって、地域福祉の増進に寄与するものとする。

（事業）

第2条 甲は、本件事業を実施するにあたり、乙に提出した赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」登録申請書（様式第1号、以下「登録申請書」という。）の記載内容に基づき、本件事業の売上のうち、1件あたり〇〇円（〇%）を乙に寄付するものとする。

2 ただし、商品やサービスの価格に寄付金分を上乗せすることはしないものとする。

（寄付金の配分）

第3条 乙は、本寄付金について、赤い羽根共同募金として収納し、地域福祉の推進のために配分するものとする。

（報告）

第4条 甲は、登録申請書の記載内容に基づき、赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」実施要項に規定する結果報告書（様式第2号）により、寄付金額等を年1回（　月末）乙に報告する。

（寄付金の送金）

第5条 甲は、第2条に規定する寄付金を、前条の報告に基づき、報告月末までに乙の指定する銀行口座に送金する。

（領収書の発行）

第6条 乙は、甲からの寄付金を受領した後、速やかに甲に対して領収書を発行する。

（本覚書の有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、覚書の締結日から令和　　年　　月　　日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから何らかの意志表示がない場合は、この覚書の効力はその後1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 本件事業及び赤い羽根共同募金のイメージを損なう問題等が発生した場合は、前項の期間にか

かわらず、甲又は乙はこの覚書を停止または解除することができる。

(反社会的勢力との関係遮断)

第8条 甲は、自らが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号の定める暴力団をはじめとする反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議が取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に定める反社会的勢力）との関係を一切遮断することを保証する。

2 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、甲に対して催告することなく本覚書を直ちに解除することができる。

- (1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
- (2) 反社会的勢力を利用するなど前項に違反した場合
- (3) 自らの属性にかかわりなく、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号の定める行為を自らが行い、または第三者を利用して行わせた場合
- (4) 詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが行い、または第三者を利用して行わせた場合
- (5) 業務妨害を自ら行い、または第三者を利用して行わせた場合

(情報の適正管理)

第9条 甲及び乙は、本覚書の履行を通じて知り得る個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。情報の適正管理は、本覚書終了後も継続する。

(協議)

第10条 この覚書に記載のない事項及び記載の事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙の両者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

- 2 赤い羽根及び赤い羽根ロゴマークは中央共同募金会の商標又は登録商標であり、この覚書に記載のない事項で甲がこの使用を行う場合は、乙の承認を必要とする。
- 3 赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」ロゴマークの著作権は中央共同募金会にあり、この覚書に記載のない事項で甲が使用する場合は、乙の承認を必要とする。

(覚書の保有)

第11条 以上を承認した証として、本書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙 各務原市那加桜町2丁目163番地

社会福祉法人岐阜共同募金会

各務原市支会長 紙 谷 清